

議案第 28 号

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例（昭和 38 年佐倉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「教育時間が終了した後に実施する預かり保育」を「児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 3 第 2 号の幼稚園型一時預かり事業」に、「日額 300 円」を「1 時間当たり 150 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の幼稚園型一時預かり事業の保育料について適用し、平成 27 年度分までの預かり保育の保育料については、なお従前の例による。